



# 佐賀県公報

平成21年  
3月31日  
(火曜日)  
号外第5号

(印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

### 規則

- 佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (四五・会計課) 二
- 佐賀県財務規則の一部を改正する規則 (四六・" ) 二
- 物品調達サブシステムによる共用車燃料費支出事務の処理に関する規則 (四七・用度管財課) 三
- 佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則 (四八・" ) 三

### 公布された規則のあらまし

#### ○佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四五号)

- 1 証紙売りさばき手数料の率について改定することとした。(第一四条関係)
- 2 証紙売りさばき人の業務に関するものを除き、帳簿その他の様式については、別に定めることとした。(様式関係)
- 3 県税事務所の証明手数料及び免税軽油使用者証交付手数料の徴収方法を証紙から現金に改めることとした。(別表関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、3については同年八月一日から施行することとした。

#### ○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第四六号)

- 1 予算執行に関する事項については、企画・経営グループに合議することとした。(第二七条関係)
- 2 銀行が休日である場合を除き、納入又は返納の通知の日から一五日以内の

日を納入期限として定めることとした。(第四五条関係)

3 諸収入金の充当は、元本、延滞金等の順に行うこととした。(第五一条関係)

4 入札保証金及び契約保証金を免除することができる条件として、国又は地方公共団体との契約履行実績を追加することとした。(第一〇三条及び第一一五条関係)

5 契約書への記載事項に、個人情報の保護並びに権利の帰属及び権利侵害への措置を追加することとした。(第一一三条関係)

6 佐賀県財務規則に係る様式については、別に定めることとした。(第二〇一条の二関係)

7 その他所要の改正を行うこととした。

8 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

#### ○物品調達サブシステムによる共用車燃料費支出事務の処理に関する規則(規則第四七号)

1 共用車燃料費支出命令者は、納品書と運転日誌等を照合して、物品調達サブシステムにより月計総額確定入力するとともに、予算所掌課長に併合科目入力通知をしなければならないこととした。(第二三条関係)

2 予算所掌課長は、併合科目入力通知があったときは、配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を併合科目内訳を入力して共用車燃料費支出命令者に指示しなければならないこととした。(第四条関係)

3 共用車燃料費支出命令者は、速やかに支出負担行為を行わなければならないこととした。(第五条関係)

4 その他所要の事項を定めることとした。

5 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

#### ○佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則(規則第四八号)

1 行政財産の使用を許可できる場合を定めることとした。(第一九条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。  
 3 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

○ 規 則

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四十五号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、「事業所等」を削る。

第六条中「（別記様式第二号）」及び「別記様式第三号。」を削る。

第七条中「及び事業所等の長」及び「別記様式第四号。」を削る。

第八条第一項中「（別記様式第四号の二）」を削る。

第十条第一項中「別記様式第五号」を「別記様式第一号」に改め、同条第三項中「別記様式第六号」を「別記様式第三号」に改め、同条第四項中「別記様式第七号」を「別記様式第四号」に、「別記様式第八号」を「別記様式第五号」に、「別記様式第九号」を「別記様式第六号」に改める。

第十条の二第一項中「別記様式第九号の二」を「別記様式第六号の二」に改め、同条第二項中「別記様式第九号の三」を「別記様式第六号の三」に改め、同条第三項中「別記様式第九号の四」を「別記様式第六号の四」に改める。

第十一条中「（別記様式第十号）」を削る。

第十二条中「（別記様式第十一号）」を削る。

第十三条第二項中「（別記様式第十二号）」を削り、同条第三項中「（別記様式第十三号）」及び「（別記様式第十四号）」を削り、同条第四項中「（別記様式第十五号）」を削る。

第十四条を次のように改める。  
 （売りさばき手数料）

第十四条 売りさばき手数料は、売りさばき人が買い受ける日の属する年度内において、当該売りさばき人の買受総額が一億円に達するまでの額については買受額の万分の三百十五、一億円を超える額については買受額の万分の二百七十三に相当する額とする。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（様式）

第十六条 証紙売りさばき人の業務に関するものを除き、この規則に定める帳簿その他の書類の様式については、別に定める。

別表の第一号中「手数料のうち」の下に「県税事務所において行う県税その他諸収入金、土地、建物その他物件、登録等に関する証明及び」を加え、「第九十六号の二」を「第三号、第九十六号の二」に改め、同表の第二号を次のように改める。

二 削除

様式第二号から様式第四号の二までを削り、様式第五号を様式第二号とし、様式第六号から様式第九号の四までを三号ずつ繰り上げる。  
 様式第十号から様式第十五号までを削る。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一号及び別表第二号の改正規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四十六号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成四年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中、「指定金融機関」を、「指定金融機関等」に改める。

第二条第一号中「第二条第一項」を、「第二条並びに第三条第一項」に改め、

「規定する」の下に「企画・経営グループ」を加え、同条第三号中「第二条第一項」を「第一条、第三条第一項」に、「第三条第二項に規定する課」を「第四条第二項に規定する企画・経営グループ、課」に改め、「教育委員会事務局の」

の下に「企画・経営グループ及び」を加え、「企画・経営グループ等（組織規則第二十二條第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、粒子線治療推進監及び組織規則第二十二條第一項）を「特定の政策を推進するための組織（粒子線治療推進監及び組織規則第二十五條第一項）に、「歳入政策監及び組織規則第二十二條第一項」を「組織規則第二十五條第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、歳入政策監及び組織規則第二十五條第一項」に、「第二十三條第一項」を「第二十六條第一項」に、「佐賀県教育庁組織規則」を「教育庁危機管理・広報監及び佐賀県教育庁組織規則」に、「第十二條の二第一項」を「第二十條第一項」に、「同じ」を「特定政策組織」という」に改め、同条第四号中「第二条第一項」を「第二条、第三条第一項」に、「第三条第二項に規定する課」を「第四条第二項に規定する企画・経営グループ、課」に、「教育委員会事務局の課長」を「教育委員会事務局の企画・経営グループ及び課の長」に、「企画・経営グループ等」を「特定政策組織」に改め、同第六号中「第十九條第一項、第二十二條第一項及び第二十三條第一項」を「第二十二條第一項、第二十五條第一項及び第二十六條第一項」に改め、「次世代育成支援室長」を削り、「菖蒲処分場整備推進室長」を「環境監視指導室長」に改め、同条第八号を削り、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号を同条第九号とし、同条第十一号中「及び事業所等」を削り、同号を同条第十号とし、同条第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十六号中「第六十八條第七項」を「第六十八條第六項」に、「及び指定代理金融機関」を、「指定代理金融機関

及び収納代理金融機関」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十七号中「指定金融機関等」の下に「（収納代理金融機関を除く。）」を加え、同号を同条第十六号とし、同条第十八号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「支出負担行為執行区分表（別表第一）」を「支出事務関係一覽表（別表第一）のA欄」に、「並びに別表第一」を「並びに同欄」に改め、同条第二項中「支出負担行為執行区分表」を「別表第一のA欄」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第三条の三第一項中「別表第一」を「別表第一のA欄」に改め、同条第二項第一号中「別表第一の二」を「別表第一のC欄」に改め、「これに伴つ」を削り、同項第二号中「別表第一の二」を「別表第一のC欄」に改める。

第五条中「、かいの長又は事業所等の長」を「又はかいの長」に改め、「、他の規則その他の規程の規定にかかわらず」を削る。

第六条の見出し中「及び事業所等」を削り、同条第一項中「若しくは事業所等」削り、同条第二項中「及び事業所等」を削る。

第十条第一項中「告示して」を「公示して」に改め、「、事業所等にあつては事業所等の長の職にある者」を削り、同条第四項中「及び事業所等」を削る。

第十一条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十二条中「（様式第二号）」を削る。

第十三条第一項中「（様式第三号）」を削る。

第十四条中「、かい及び事業所等」を「及びかい」に改める。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第二十九條第三項を削る。

第三十七條を次のように改める。

（合議）

第三十七條 本庁等の各課の長（組織規則第二条又は佐賀県教育庁組織規則第二条に規定する企画・経営グループ（以下この条において単に「企画・経営

グループ」という。)及び企画・経営グループが置かれていない本庁等の各課の長を除く。)は、予算執行に関する事項について、その属する本部又は教育委員会の企画・経営グループの長が別に定める基準により、当該企画・経営グループの長に合議ししなければならない。

第三十九条中「七月十五日」を「七月三十一日」に、「経営支援本部長」を「統括本部長」に改める。

第四十一条を次のように改める。

#### 第四十一条 削除

第四十二条の見出しを「(調定)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定(受入)決議書により徴収の決定(以下「調定」という。)を行わなければならない。

第四十二条第二項を次のように改める。

2 収支等命令者は、調定を行った後において、調定額を増減する必要があると認めるときは増加額又は減少額について調定(受入)決議書により調定を行い、分割納入を認めるときは納入期限の到来ごとに分割納入分について調定(受入)決議書によりそれぞれ一般調定を行うものとする。

第四十二条第三項中「(様式第五号)」を削り、同項第一号中「(様式第六号)」を削り、同項第二号中「(様式第七号)」を削り、同条第四項及び第五項を削る。

第四十三条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「前条第一項第二号の収入金を」に改め、同項を同条とする。

第四十四条第二項中「(様式第九号その一、様式第九号その二及び様式第九号その三)」及び「(様式第十号)」を削る。

第四十五条第一項中「(様式第十一号)」、「(様式第十二号)」、「(様式第十三号)」及び「(様式第十四号)」を削り、同条第三項中「ときは」の下に「、返納金整理簿にこれを整理し」を加え、「(様式第十五号)」、「(様式第十六号)」及び

「(様式第十七号)」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、返納金が出納閉鎖期日までに返納されなかったとき(第五十二条の規定により不納欠損処分をするときを除く。)は、収支等命令者は、当該期日の翌日に一般調定を行い、返納金整理簿からこれを減額しなければならない。

第四十五条第四項を次のように改める。

4 収支等命令者は、第一項の規定により納入の通知をするとき、又は前項の規定により返納の通知をするときは、法令若しくは契約に特別の定めがある場合又は収支等命令者が特に必要と認めた場合を除き、これらの通知の日から十五日以内の日を納入期限として定めなければならない。ただし、その指定しようとする日が銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十五条第一項に規定する休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を納入期限として定めるものとする。

第四十七条第一項中「(様式第十八号)」を削り、同条第二項中「(様式第十九号)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。

第四十七条第三項中「(様式第二十号)」を削り、同項ただし書を削り、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「(様式第二十七号)」を削り、「指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「(様式第二十四号)」を削り、「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改め、「(様式第二十五号)」を削り、同項ただし書中「(様式第二十六号)」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、「(様式第二十一号)」、「(様式第二十二号)」及び「(様式第二十三号)」を削り、「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項を同条第五項とする。

ただし、収納した諸収入金が少額の場合には、知事が別に定める金額に達

するまで、当該諸収入金を委任出納員が保管し、毎月二回以上に取りまとめて、指定金融機関等に払い込むことができる。

4 前項の場合において、会計管理者又は委任出納員に直ちに引き継ぐことが困難なときは、出納員又は経理員は、毎月二回以上に取りまとめ、会計管理者又は委任出納員に引き継ぐことができる。この場合において、委任出納員へ引き継ぐときは、会計管理者にその旨を報告しなければならない。

第四十九条第一項中、「(様式第二十八号)」及び、「(様式第二十九号)」を削り、同条第二項中、「(様式第三十号)」を削る。

第五十条の見出し中、「歳入」を、「私人への歳入」に改め、同条第三項中、「第四十一条」を削り、「調定(受入)書」を、「調定(受入)決議書」に、「調定書(様式第三十一号)」を、「調定書(受託者用)」に改め、同条第五項中、「第四項及び第五項」を、「第五項及び第六項」に改め、「(様式第三十二号)」及び、「(様式第二十六号)」を削り、同条第六項中、「(様式第三十三号)」を削り、同条第八項中、「(様式第三十四号)」を削る。

第五十一条第二項中、「(様式第三十五号)」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 収支等命令者は、納入義務者が延滞金又は遅延利息、違約金その他の損害金(以下この条において「延滞金等」という。)を加算して納付すべき場合において、納付された諸収入金の金額が納付すべき金額の全額に満たないときは、当該諸収入金を元本、延滞金等の順に充当しなければならない。ただし、法令又は契約に特別の定めがある場合は、この限りでない。

第五十二条第一項中、「(様式第三十六号)」を削り、同条第二項中、「(様式第三十七号)」を削る。

第五十三条中、「(様式第三十八号)」を削る。

第五十五条中、「については」の下に「、原則として」を加える。

第五十六条中、「(様式第三十九号)」、「(様式第四十号)」及び、「(様式第四十一

号)」を削り、同条第二項第一号中、「(様式第四十二号)」を削り、同項第一号中「(様式第四十三号)」を削り、同条第三項中、「支出負担行為整理区分表甲(別表第三)」を、「別表第一のD欄」に改め、「、振替決定のとき」を削り、「支出負担行為の作成を省略する」を、「第一項の支出負担行為に代えて支出負担行為為兼支出命令書により整理する」に改める。

第五十七条第一項中、「支出負担行為整理区分表甲」を、「別表第一のE欄」に改め、同条第二項第四号を次のように改める。

四 特定財源の確定又は確実な見込みがあるか。  
第五十八条中、「支出負担行為整理区分表甲」を、「別表第一のA欄からD欄まで」に、「支出負担行為整理区分表乙(別表第四)」を、「支出負担行為整理区分表(別表第三)」に改める。

第六十条第一項中、「支出(払出)命令書(様式第四十四号その一及び様式第四十四号その二)」を、「支出(払出)命令書等(支出(払出)命令書若しくは支出負担行為為兼支出命令書又は支出負担行為為兼支出(払出)命令書(公金振替)をいう。以下同じ。)」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。  
2 前項の場合において、債権者から請求書を徴することが適当でない場合は、支払額調書をもって、債権者の請求書に代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、誤納及び過納となった収入金の戻出命令は、戻出命令書に戻出請求書及び必要な書類を添付して行わなければならない。ただし、戻出請求書を徴することが適当でない場合は、戻出額調書をもって戻出請求書に代えることができる。

第六十一条第一項中、「(様式第四十九号)」を、「若しくは支出負担行為為兼支出命令内訳書(集合)」に改め、同条第二項中、「(様式第五十号)」を、「又は支出負担行為為兼支出命令内訳書(併合)」に改め、同条第三項中、「支出負担行為の作成を省略した」を、「支出負担行為為兼支出命令書で整理した」に改め、同条第四項中、「(様式第五十一号)」を削る。

第六十二条中、「請求書記入事項等一覧表(別表第五)」を、「別表第一のF欄」

に改める。

第六十四条第一項中「(様式第五十二号)」及び「(様式第五十三号)」を削り、同条第二項中「(様式第五十三号の二)」及び「(様式第五十三号の三)」を削り、同項第一号中「(様式第五十四号)」を削り、同項第二号中「(様式第五十四号の二)」を削り、同項第三号中「(様式第五十四号の三)」を削り、同条第四項中「(様式第五十五号)」を削る。

第六十五条第二項中「(様式第五十六号)」を削り、同条第三項中「(様式第五十七号)」を削る。

第六十六条第二項中「(様式第五十八号)」及び「(様式第五十九号)」を削り、同条第四項中「(様式第六十号)」及び「(様式第六十一号)」を削る。

第六十七条第二項第二号中「(様式第六十二号)」及び「(様式第六十三号)」を削る。

第六十九条第一項中「(様式第六十四号)」を削る。

第七十条第一項第十六号中「処分」の下に「並びに会食」を加える。

第七十三条中「(様式第六十五号)」を削る。

第七十四条第一項中「金融機関又は郵便局へ預け入れる」を「金融機関に預け入れ、又は金庫で保管する」に改める。

第七十六条第一項中「(様式第六十六号)」を削り、同条第二項中「(様式第六十七号)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、前渡された金額と精算額が同額の場合には、資金前渡概算払整理簿に精算年月日及び精算額を記入することにより、資金前渡精算書兼精算命令書等の会計管理者又は委任出納員への送付を省略することができる。

第七十七条第一号中「委託費」の下に「(契約書に概算払の定めをしたものに限る。)」を加える。

第七十八条第二項中「(様式第六十八号)」及び「(様式第六十九号)」を削り、「添えて、これを会計管理者又は委任出納員に送付しなければならない」を「作成しなければならない」に改める。

第七十九条第一号中「講習」の下に「、会議」を加え、同条に次の三号を加える。

### 三 保険料

### 四 訴訟に関する経費

五 前金払により経費の節減を図ることができ、かつ、確実な履行が認められる経費

第八十二条第二項中「支出(払出)命令書、支出(払出)命令書(公金振替)」を「支出(払出)命令書等」に改め、同条第三項中「支出(払出)命令書(公金振替)」を「支出負担行為何兼支出(払出)命令書(公金振替)」に、「(様式第七十号)」を「又は支出負担行為何兼支出(払出)命令内訳書(公金振替)」に改め、同条第五項中「(様式第七十一号)」を削る。

第八十三条の見出し中「支出事務」を「私人への支出事務」に改める。

第八十四条第一項中「(様式第七十二号)」を削る。

第八十五条中「(様式第七十三号)」を削る。

第八十六条中「(様式第七十四号)」を削る。

第八十七条を次のように改める。

### 第八十七条 削除

第九十一条中「(様式第七十五号)」を削る。

第九十二条中「(様式第七十六号)」を削る。

第九十四条第二項中「(様式第七十七号)」を削る。

第九十六条第一項中「支出(払出)命令書」を「支出(払出)命令書等」に改め、「(様式第七十八号)」及び「(様式第七十九号)」を削り、同条第四項中「(様式第八十号)」を削り、「送付しなければならない」を「送付するとともに、取引店から更正済書を受領しなければならない」に改める。

第九十七条第二項中「及び事業所等」を削り、同条第四項中「又は事業所等」を削る。

第九十八条第一項中「(様式第八十一号)」、「(様式第八十二号)」及び「(様式

第八十三号)」を削る。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 削除

第百条第一項中「事前承認事務決裁区分表(別表第六)」を「別表第一のB欄」に改め、同条第二項中「事前承認事務決裁区分表」を「別表第一」に、「同表」を「同欄」に改める。

第百三条第三項に次の一号を加える。

三 過去二年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ

同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

第百四条第二項中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第百五条第一項中「(様式第八十四号)」を削る。

第百六条の見出しを「(低入札価格調査等)」に改める。

第百七条に見出しとして「(最低制限価格)」を付する。

第百十一条中「(様式第八十五号)」を削る。

第百十三条第一項中第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、第十四号の次に次の二号を加える。

十五 個人情報の保護

十六 権利の帰属及び権利侵害への措置

第百十三条第二項中「契約書には」の下に「、原則として」を加える。

第百十五条第三項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 過去二年間に国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ

同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第百十七条第二項中「(様式第八十七号)」を削り、同条第六項中「(様式第八十八号)」を削り、同項ただし書中「別表第五」を「別表第一のF欄」に改める。

第百十八条第二項中「(様式第八十九号)」を削る。

第百二十条を次のように改める。

第百二十条 削除

第八章の章名を次のように改める。

第八章 指定金融機関等

第百二十四条を次のように改める。

(指定金融機関等)

第百二十四条 指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲は、知事が別に定める。

2 知事は、指定金融機関の公金の収納及び支払の事務の取扱いについては、指定金融機関と協議のうえ、別に定めるものとする。

第百二十五条中「第二条第十七号及び第十八号」を「第二条第十六号及び第十七号」に、「、かい及び事業所等」を「及びかい」に改める。

第百二十六条を次のように改める。

第百二十六条 削除

第百二十七条第一項中「(様式第九十一号)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定金融機関からの当座勘定借越契約に基づく借入れ又は償還については、この限りでない。

第百二十八条を次のように改める。

第百二十八条 削除

第百三十一条中「(様式第九十二号)」を削る。

第百三十二条中「(様式第九十三号)」を削る。

第百三十三条中「次の表」を「歳入歳出外現金及び保管有価証券分類表(別表第四)」に改め、同条の表を削る。

第百三十四条第一項中「調定(受入)書」を「調定(受入)決議書」に改め、「(様式第九十四号)」を削り、同条第三項中「調定(受入)書」を「調定(受

入)決議書」に改め、同条第四項中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改める。

第三百三十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、収支等命令者は、所得税の過納額を還付するとき、支払額調書をもって、還付を受ける者からの請求書に代えることができる。

第三百三十六条第一項中「(様式第九十六号)」及び「(様式第九十七号)」を削り、同条第二項中「(様式第九十八号)」及び「(様式第九十九号)」を削り、同条第三項中「(様式第百号)」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 収支等命令者は、前項の規定による通知を受けたときは、保管有価証券整理簿に記入しなければならない。この場合において、第一項の規定によりか、いにおいて保管有価証券整理簿への記入を省略したときは、納付者別の詳細を保管有価証券出納簿に記入しなければならない。

第三百三十六条第五項中「(様式第百一号)」を削る。

第三百三十七条第一項中「(様式第百二号)」を削る。

第三百四十一条第一項中「(様式第百三号)」を削り、同条第二項中「(様式第百四号)」を削る。

第三百四十五条第二項中「別表第七」を「別表第五」に改め、同条第三項中「(様式第百四号の二)」を削り、同条第五項中「(様式第百四号の三)」を削る。

第三百四十六条第一項第二号中「(様式第百五号)」を削り、同項第三号中「(様式第百六号)」を削り、同条第四項中「次号」を「次項」に改め、同項第一号中「(様式第百七号)」を削り、同項第二号中「(様式第百八号)」を削る。

第三百四十六条の二第一項中「(様式第百四号の四)」を削る。

第三百四十七条第二項中「(様式第百九号)」を削り、同条第三項中「(様式第百十号)」を削る。

第三百四十八条第一項中「(様式第百十一号)」を削り、同条第二項中「(様式第百十二号)」を削る。

第三百五十条中「(様式第百十三号)」を削る。

第三百五十一条第二項中「(様式第百十四号)」を削る。

第三百五十三条第一項中「(様式第百十五号)」及び「(様式第百十六号)」を削り、同条第二項中「(様式第百十七号)」を削る。

第三百五十四条第二項中「(様式第百十八号)」を削る。

第三百五十五条第二項及び第三項中「(様式第百二十九号)」を削る。

第三百五十七条第一項中「(様式第百二十一号)」及び「会計管理者」を削り、同条第二項中「会計管理者」及び「(様式第百二十二号)」を削る。

第三百六十一条第一項第二号中「(様式第百二十三号)」を削り、同条第三項中「(様式第百二十四号)」を削る。

第三百六十二条第一項中「(様式第百二十五号)」を削る。

第三百六十四条中「(様式第百二十六号)」を削る。

第三百六十六条第一項中「(様式第百二十七号その一及び様式第百二十七号その二)」を削る。

第三百六十八条第一項中「(様式第百二十八号)」を削る。

第三百六十九条第一項中「(様式第百二十九号)」、「(様式第百三十号)」及び「(様式第百三十一号)」を削る。

第三百七十条第二項中「(様式第百三十二号)」を削る。

第三百七十六条第一項中「(様式第百三十三号)」を削る。

第三百七十七条第一項中「(様式第百三十四号)」を削り、同条第二項中「(様式第百三十五号)」を削る。

第三百八十三条第二項第三号中「及び収納代理金融機関」を削る。

第三百八十四条第二項及び第百八十五条中「、かい及び事業所等」を「及びかい」に改める。

第三百八十六条第二項第一号中「、かい及び事業所等」を「及びかい」に改め、「(様式第百三十六号)」を削る。

第三百九十条中「、かい及び事業所等」を「及びかい」に改める。



第九十二条第二項を次のように改める。

2 書類の頭書金額の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「・」の記号を付記しなければならない。ただし、記入又は付記することが困難である場合は、この限りでない。

第九十四条第一項中「様式第三百二十七号」を削り、同項第二号中「支出(払出)命令書」を「支出(払出)命令書等」に改め、同条第二項第二号中「様式第三百二十八号」を削り、同項第三号中「様式第三百二十九号」を削り、同項第四号中「様式第三百四十号」を削る。

第九十五条中「第九十九条に規定する証拠書類で歳入歳出決算書等を知事へ提出するまで会計管理者が保管するもの」を「前条第三項の規定により会計管理者が編さんするもの」に改める。

第九十六条第一項第一号中「様式第四百十一号」を削り、同項第二号中「様式第四百十二号」を削り、同項第三号中「様式第四百十三号」を削り、同項第四号中「様式第四百十四号」を削り、同項第五号中「様式第四百十五号」を削り、同項第六号中「様式第四百十六号」を削り、同項第七号中「様式第四百十七号」を削り、同条第二項第二号中「様式第四百十八号」を削り、同項第四号中「様式第四百十九号」を削り、同項第六号中「様式第四百十号」を削り、同項第七号中「様式第四百十一号」を削る。

第九十八条第一項中「前任者は」の下に「原則として」を加え、同条第二項中「記入し、前任者及び後任者がこれに記名押印しなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同項ただし書を削る。

第九十九条第一項中「前任者は」の下に「原則として」を加え、同条第二項中「記入し、前任者及び後任者がこれに記名押印しなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第四項中「前任者は」の下に「原則として」を加え、「当該交代のあった本庁等の課、かい又は事業所等の長の立会いの下に、」を削り、同条第五項中「(様式第五百十二号)」を削り、「記入し、

前任者及び後任者がこれに記名押印しなければならない」を「記入しなければならない」に改める。

第二百条中「、かいの長又は事業所等の長」を「又はかいの長」に改め、「(様式第五百十三号)」を削る。

第二百一条の次に次の一条を加える。

(様式)

第二百二条の一 第四十条に定めるもののほか、この規則に定める帳簿その他の書類の様式については、別に定める。

別表第一を次のように改める。









12 従務費	保険料	火災保険料及び自動車損害保険料	全額 全額 ※1	全額 全額 ※1	100万円 未満	契約締結の とき (分)解検査 を要する場 合は請求の あつたと き(請求の あつたと き)※2	契約金額 (請求の あつた額)	契約書、請 書又は見積 書	協議不要	1件の金額が100万円 を超える経費	(1)用途、品 名、規格、数 量、単価及び 金額 (2)1件の金額 が100万円 以下のものは、監 督・検査確 認結果報告 書の 付印の押印	1件の金額 が100万円 を超える ものは、監 督・検査確 認結果報告 書																																																																											
													印刷製本費	全額 全額 ※1	全額 全額 ※1	100万円 未満	契約締結の とき (用)度管財 課で発注す る場合は、 月計総額が 月確定したと き(請求の あつたと き)※2	契約金額 (毎月の月 計総額) (請求の あつた額)	契約書、請 書又は見積 書	協議不要	1件の金額が100万円 を超える経費	(1)用途、品 名、数量、単 価及び金額 (2)検査済日付 印の押印 ※5																																																																	
																								公共料金の類	全額 全額 ※1	全額 全額 ※1	100万円 未満	請求のあつ たとき	請求のあつ た額	支出整理票	協議不要																																																								
																																			その他	筆耕報酬料、広告料	全額 全額 ※1	全額 全額 ※1	100万円 未満	契約締結の とき (請求の あつたと き)※2	契約金額 (請求の あつた額)	契約書、請 書又は見積 書	協議不要		(1)目的、契約 期間及び金額 (2)検査日印の 押印																																										
																																															留置人及び試験研究等のために飼育し ている動物の畜産に要する治療費	全額 全額 ※1	全額 全額 ※1	100万円 未満	請求のあつ たとき	請求のあつ た額	請求書	協議不要																																	
																																																										総価額の定めのない長期継続契約によ る通信	全額 全額 ※1	全額 全額 ※1	100万円 未満	請求のあつ たとき	請求のあつ た額	支出整理票	全額※4	目的、数量、 単価及び金額																					
																																																																				上記以外の 費用	全額 全額 ※1	全額 全額 ※1	100万円 未満	請求のあつ たとき	請求のあつ た額	支出整理票	全額※4	(1)目的、契約 期間及び金額 (2)検査日印の 押印											
																																																																														上記以外のもの	全額 全額 ※1	全額 全額 ※1	100万円 未満	契約締結の とき (請求の あつたと き)※2	契約金額 (請求の あつた額)	契約書、請 書又は見積 書	1件の金額が100万円 を超える経費	(1)目的、契約 期間及び金額 (2)検査日印の 押印	

13 委託料	法令の規定に基づくもの	総額の定めのない長期継続契約又は単価契約によるもの	総額 ----- ----- (全額)	総額 ----- ----- (全額)	10.0万円未満	請求のあつたとき	請求のあつた額	支出整理票	協議不要	全額※4	(1)目的、契約期間及び金額の押印 (2)捺印日印	保証契約書の写し																					
													設計工作に係る調査設計費に係るもの	前金払に係るもの	全額 ----- ----- (4,000万円未満) ※1	全額 ----- ----- (4,000万円未満) ※1	10.0万円未満	契約締結のとき	契約金額(支出命令額は契約金額の3割以内)	契約書、請求書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費	前金払請求書の写し	保証契約書の写し										
																								部分払に係るもの	全額 ----- ----- (4,000万円未満) ※1	全額 ----- ----- (4,000万円未満) ※1	10.0万円未満	契約締結のとき	契約金額(支出命令額は契約金額の内、既納部分に際する10以内の額)	契約書、請求書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費	部分払請求書	監督・検査確認結果報告書
14 使用料及び賃借料	総額の定めのない長期継続契約又は単価契約によるもの	総額 ----- ----- (全額)	全額 ----- ----- (全額)	10.0万円未満	請求のあつたとき	請求のあつた額	支出整理票	協議不要	全額※4	目的、対象物使用又は場所使用又は賃借期間、数量、単価及び金額																							
													上記以外のもの	全額 ----- ----- (全額)※1	全額 ----- ----- (全額)※1	10.0万円未満	契約締結のとき(請求のあつたとき)※2	契約金額(請求のあつた額)	契約書、請求書又は見積書	1件の金額が100万円を超える経費	(1)目的、契約期間及び金額の押印 (2)検査日印	監理建物等の処分委託の場合には郵便マニフェスト											
																							前金払に係るもの	全額 ----- ----- (5億円未満) (5億円以上)	全額 ----- ----- (5億円未満) (5億円以上)	10.0万円未満	契約締結のとき	契約金額(支出命令額は契約金額の4割以内)	契約書、請求書又は見積書	1000万円超 5億円未満	前金払請求書の写し	保証契約書の写し	
15 工事請負費	前金払に係るもの	全額 ----- ----- (5億円以上)	全額 ----- ----- (5億円未満) (2億円未満)	10.0万円未満	契約締結のとき	契約金額(支出命令額は契約金額の4割以内)	契約書、請求書又は見積書	1000万円超 5億円未満	前金払請求書の写し	保証契約書の写し																							

16 原材料費	部分収に収めるもの	5億円以上	5億円未満	5億円未満	100万円未満	契約締結のとき	契約金額(支出命令額の内、既納部分に係る10分の9以内)	契約書、請求書又は見積書	5億円以上	1000万円超5億円未満	部分私請求書	監督・検査確認結果報告書
	成工収に収めるもの	5億円以上	5億円未満	5億円未満	100万円未満	契約締結のとき	契約金額	契約書、請求書又は見積書	5億円以上	1000万円超5億円未満	請負請求書	監督・検査確認結果報告書
17 公有財産購入費	上記以外のもの	全額	全額	全額	100万円未満	請求のあったとき	請求のあった額	支出整理票		全額※4		
	2万平方メートル以上の土地の購入	全額	全額	全額	100万円未満	契約締結のとき	契約金額	契約書、請求書又は見積書		全額		登記簿謄取書の写し
18 備品購入費	上記以外のもの	全額	全額	全額	100万円未満	契約締結のとき	契約金額	契約書、請求書又は見積書		全額		登記簿謄取書の写し
		全額	全額	全額	100万円未満	契約締結のとき	契約金額	契約書、請求書又は見積書		1件の金額が100万円を超える経費		
19 負担金、補助金及び交付金	負担金	全額	全額	全額	100万円未満	交付決定のとき又は交付決定をしないときは請求のあったとき	交付決定額又は請求のあった額	交付明細書又は請求書	協議不要		請求書 支払額調書	
	負担金	全額	全額	全額	100万円未満	交付決定のとき又は交付決定をしないときは請求のあったとき	交付決定額又は請求のあった額	交付明細書又は請求書	協議不要			





22 補償 補填及び賠償 償金	補償金			全額	全額		契約締結の とき(独立行政 法人日本住宅 ホーディングス による災害に 係る経費に あつては支 出決定と き)	契約金額 (支出しよ うとする 額)	契約書又は 承諾書			全額	(1)用地につい ては、所在 地、地目、地 番、地積、車 庫及び各種 (2)物件に係 つては、所在 地、種別及び 金額	(2)について は、物件移 転確認書 及び移転前 後の写真	
	賠償金			全額	全額		請求のあつ たとき	請求のあつ た額	請求書(判 決請求又は 和解をこ と。)			全額		相決請求本 又は和解書	
23	償還金、利子及び引引料			全額	全額	100万円 未満	支出決定の とき	支出しよう とする額	請求書又は 承諾書		協議不要			(計算書)	
24	投資及び出資金			3000万 円以上	3000万 円未満	3000万 円未満	出資又は払 込み決定の とき	出資又は払 込みを要す る額	申込書又は 申請書		協議不要	3000万 円以上	3000万 円未満	支払額調書	
25	積立金			5000万 円以上	5000万 円未満	5000万 円未満	積立決定の とき	積立しよう とする額	計算書		協議不要				
26	寄附金			5000万 円以上	5000万 円未満	5000万 円未満	寄附決定の とき	寄附しよう とする額	申込書		協議不要	500万 円以上	5000万 円未満	支払額調書	
27	公課費			全額	全額	全額	支出決定の とき	支出しよう とする額	納入通知書		協議不要			(未確定資金 前送請求書)	
28	繰出金			全額	全額	100万円 未満	支出決定の とき	繰出しよう とする額	計算書		協議不要				

注1 上表の※1は、随意契約の場合、工事請負費は250万円、その他は100万円以下のもは事前承認が不要であること。ただし、単価契約及び総額契約にかかるとは金額の多少にかかわらず事前承認が必要であること。

注2 上表の※2は、1作の予定金額が10万円未満の契約にあつては、かつ書きによることであること。

注3 上表の※3は、規則第59条第2項により本庁等の各課の長が専決した変更支出負担行為の事前の協議区分は出納局会計課長であること。

注4 上表の※4は、単価契約(年間推定金額が100万円以下の単価契約を除く。)及び総額の定めのない長期継続契約にかかるとは、契約を締結しようとするときに、会計管理者又は委任出納員に協議すること。

注5 上表の※5は、規則第145条第2項の規定により用度管理課長に支出負担行為及び支出命令を行わせたものについては、この限りでないこと。

注6 自動車の車検に要する経費(公課費、自動車損害保険料、車検手数料及び修理代)については、支出負担行為として整理する時期を「請求があつたとき」、支出負担行為額の範囲を「請求があつた額」とすることができること。

別表第一の一を削る。

別表第二の出納金の事業所等の項及び同表の経理員の事業所等の項を削り、同表の注の「『かい及び事業所等』を『及びかい』に改め、同表の注の 2 中『及び事業所等』を削る。

別表第三を削る。

別表第四中

3 返納金の戻入に係るものについては、翌年度の 5 月 31 日以前に現金の戻入があり、その通知が 6 月 1 日以後にあった場合は、かつこ書によること。

3 返納金の戻入に係るものについては、翌年度の 5 月 31 日以前に現金の戻入があり、その通知が 6 月 1 日以後にあった場合は、かつこ書によること。

4 別表第 1 により既に支出負担行為として整理している場合は、本表は適用しないこと。

5 本表を適用すべき経費であっても、別表第 1 の支出負担行為として整理する時期を準用することができる。

別表第三と同一の次に次の一表を加える。

別表第 4

歳入歳出外現金及び保管有価証券の分類表

大分類	中分類	小分類
1 歳入歳出外現金	1 保証金	1 入札保証金
		2 契約保証金
		3 その他
	2 担保金	1 県営住宅入居敷金
		2 その他
	3 税金	1 所得税
		2 県市町民税
		3 地方法人特別税
		4 その他
	4 その他	1 保険料
		2 放置違反の仮納付金
		3 その他
2 保管有価証券	1 保証金	1 入札保証金
		2 契約保証金
		3 その他
	2 その他	

注 1 歳入歳出外現金及び保管有価証券については、法律又は政令の規定によるものでなければこれを保管できない。

注 2 歳入歳出外現金に係る支出（払出）命令書及び調定（受入）決議書については、様式中「款・項」は「大分類」と、「目」は「中分類」と、「節」は「小分類」と読み替えること。

別表第五及び別表第六を削り、別表第七を別表第五とする。  
様式第一号から様式第百六十五号までを削る。

附 則

1 (施行期日)  
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県財務規則の規定は、平成二十一年度以降の予算（同年度に繰り越された平成二十年度以前の予算を含む。）に係る財務に関する事務の処理について適用し、平成二十年度以前の予算（平成十九年度に繰り越された平成十八年度以前の予算を除く。）に係る財務に関する事務の処理については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の佐賀県財務規則に規定する様式による用紙は、当

該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

(電子計算組織による給与支給事務等処理規則の一部改正)

4 電子計算組織による給与支給事務等処理規則(昭和四十八年佐賀県規則第三二号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中、「(財務規則様式第百五十六号その一)」を削る。

第九条第一項中、「(財務規則様式第六十七号)」を削る。

第十条第四項中、「(財務規則様式第六十五号)」を削る。

(旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則の一部改正)

5 旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則(平成十八年佐賀県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中、「(財務規則様式第六十七号)」を削る。

(報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則の一部改正)

6 報酬・賃金管理システムによる報酬又は賃金支給事務等の処理に関する規則(平成十九年佐賀県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中、「(財務規則様式第百五十六号その一及び様式第百五十七号)」を削る。

第九条第二項中、「(財務規則様式第六十五号)」を削る。

(佐賀県公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

7 佐賀県公害紛争処理条例施行規則(昭和四十五年佐賀県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「昭和三十九年佐賀県規則第二十号」を、「平成四年佐賀県規則第三十五号」に改める。

(佐賀県土地開発基金管理規則の一部改正)

8 佐賀県土地開発基金管理規則(昭和四十五年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条中「別表第一の十七の項及び二十二の項」を「別表第一のA欄」に、

「別表第六の第八の項及び第十二の項」を「別表第一のB欄」に改める。

(佐賀県恩給金支払事務取扱規則の一部改正)

9 佐賀県恩給金支払事務取扱規則(昭和五十年佐賀県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「支出(払出)命令書」を、「支出負担行為伺兼支出命令書」に改める。

(佐賀県特定調達契約規則の一部改正)

10 佐賀県特定調達契約規則(平成七年佐賀県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中、「第二条第八号」を、「第二条第九号」に改め、同条第六号中、「同条第五号」を「同条第七号」に改める。

第八条第三項中、「第十号」を「第十一号」に改める。

物品調達サブシステムによる共用車燃料費支出事務の処理に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第四十七号

物品調達サブシステムによる共用車燃料費支出事務の処理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、物品調達サブシステムを利用して共用車の燃料費の支出事務を処理することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の表の上欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の下欄に定めるところによる。

用語	意義
共用車	出納局用度管財課長が所管し、佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号。以下「財務規則」という。)(第二条第三号に規定する本庁等の各課(警察本部会計課を除く。)(の共用に供する車両)
物品調達サブシステム	物品購入に関する支出事務の処理及び予算執行管理を行う電子計算組織
共用車燃料費支出命令者	出納局用度管財課長
予算所掌課長	財務規則第一条第四号に規定する本庁等の各課の長(警察本部会計課長を除く。)

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、財務規則において使用する用語の例による。

(月計総額確定)

第三条 共用車燃料費支出命令者は、納品書と運転日誌等を照合して、物品調達サブシステムにより月計総額確定入力をするともに、予算所掌課長に併合科目入力通知をしなければならない。

(執行限度額指示)

第四条 予算所掌課長は、前条の併合科目入力通知があったときは、配当又は再配当を受けた歳出予算のうち、執行することができる限度額を共用車燃料費支出命令者に指示しなければならない。

2 前項の規定による執行限度額の指示は、物品調達サブシステムにより、併合科目内訳を入力して行うものとする。

(支出負担行為及び支出命令)

第五条 共用車燃料費支出命令者は、前条第二項に規定する併合科目内訳の入力を確認した後、速やかに支出負担行為を行わなければならない。

2 共用車燃料費支出命令者は、前項の支出負担行為を行った後、請求書により支出命令を行うものとする。

(科目等の更正)

第六条 予算所掌課長は、共用車燃料費の支出をした後において、支出科目等の誤りを発見したときは、直ちに共用車燃料費支出命令者にその内容を通知しなければならない。

2 共用車燃料費支出命令者は、前項の通知があったときは、更正命令の手続を行わなければならない。

(返納金の戻入)

第七条 共用車燃料費支出命令者は、共用車燃料費の支出をした後において、当該共用車燃料費に係る債権者から返納の申し出があった場合は、返納金の戻入の手続きを行わなければならない。

(補則)

第八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行し、平成二十一年度歳出予算に係る共用車の燃料費の支出から適用する。

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十八号

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則

佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中、「第十九条第二項及び第三項」を、「第十九条の二第二項及び第三項」に改める。

第十九条の見出しを「使用許可の手続」に改め、同条を第十九条の二とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(使用許可)

第十九条 財産管理者は、次の各号のいずれにも該当しない場合、次条及び第

二十条に規定する使用を許可することができる。

一 県の事務又は事業の遂行に支障が生じるおそれがあること

二 行政財産の管理上支障が生じるおそれがあること

三 行政財産の公共性又は公益性に反するおそれがあること

四 その他行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること

第二十条の見出しを、「一時使用許可の手続」に改め、同条第二項中、「その内容を審査し、適当と認めるときは、行政財産の一時使用の許可をすることができる。」の場合においては「を削る。」

第二十一条中、「第十九条第二項」を「第十九条の二第二項」に改める。

別表第一及び別表第二中、「砂礫堆積物」を「砂礫物」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日  
印刷社 (株)佐賀印刷社